

平成25年度 財政援助団体等（公の施設の指定管理者） 監査報告

1. 監査の対象 今回の監査は、平成24年度に公の施設の管理運営を指定管理者制度により行った施設の所管部課を対象として実施したものである。

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ①根室市福祉会館 (所管部課：市民福祉部社会福祉課)
- ②根室市老人福祉センター (所管部課：市民福祉部介護福祉課)
- ③根室市第2老人福祉センター (所管部課：市民福祉部介護福祉課)
- ④根室市白鳥台センター (所管部課：水産経済部商工観光課)
- ⑤根室市観光物産センター (所管部課：水産経済部商工観光課)

2. 監査の期間 自 平成26年 2月24日

至 平成26年 3月 7日

3. 監査の場所 監査委員事務局

4. 監査執行者 根室市監査委員 宮 野 洋 志

根室市監査委員 波 多 雄 志

5. 監査項目

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ① 指定管理者の指定手続の適否
- ② 利用料金制の採用の有無とその適否
- ③ 管理に関する協定等の締結の適否
- ④ 管理に関する経費の算定等の適否
- ⑤ 事業報告書の点検の適否

6. 監査の結果及び意見

所管部課から提出された関係書類及び諸帳簿に基づくほか、担当職員より所要の説明を受けるなど、個別監査基準における通査の方法をもって監査を実施した。

その結果、指定管理者（所管部課）における事務・事業の執行について、適正に処理されていると認められた。

今回対象とした指定管理者（所管部課）の監査の概要については、別紙のとおりである。

平成25年度 財政援助団体等（公の施設の指定管理者） 監査個別事項

1. 公の施設の指定管理者監査

①根室市福祉会館（所管部課：市民福祉部社会福祉課）

- ・ 事業報告書において、収支決算書の決算額の一部に誤りが見受けられること、及び経営状況を説明する書類（収支計算書・貸借対照表・財産目録など）の添付がなされていないので、適正な事務処理をされたい。

②根室市老人福祉センター（所管部課：市民福祉部介護福祉課）

- ・ 特記事項はありません。

③根室市第2老人福祉センター（所管部課：市民福祉部介護福祉課）

- ・ 特記事項はありません。

④根室市白鳥台センター（所管部課：水産経済部商工観光課）

- ・ 白鳥台センター条例の条文に一部誤りと思われる規定が見受けられるので、精査の上、適正な規定となるよう改正されたい。

※前回も同様の指摘

⑤根室市観光物産センター（所管部課：水産経済部商工観光課）

- ・ 観光物産センター（特産品販売コーナー）使用料において、2回の納期限に分け、それぞれ均等した額を使用者に納入させているが、10円未満の端数は最初の納期限に係る分割金額に合算し納入させるべきであり、端数処理に誤りが見受けられるので、財産条例施行規則第17条の2の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。
- ・ 観光物産センター条例及び同条例施行規則の条文に一部誤りと思われる規定が見受けられるので、精査の上、適正な規定となるよう改正されたい。

※前回も同様の指摘